

裁判長印  
認



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成20年 [ ] 第 [ ] 号 平成20年 [ ] 第 [ ] 号
決 定 日	平成20年11月11日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	那 須 弘 平 藤 田 宙 靖 堀 籠 幸 男 近 藤 崇 晴
当 事 者 等	上告人兼申立人 [ ] 上告人兼申立人 [ ] 上記兩名訴訟代理人弁護士 石丸幸人ほか 被上告人兼相手方 株式会社みずほ銀行 同代表者代表取締役 杉山清次
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成20年 [ ] 号 [ ] [ ]

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成20年11月11日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 三 枝 かほる (印)

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

平成20年11月11日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 三枝 かほる

